

「警戒領域」での感染防止対策

感染再拡大を防止、第3波終息に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域 : 愛知県全域

実施期間 : 2021年 3月22日(月)～

全般的な方針

- 感染の再拡大を防止し、第3波の終息に向け、対策の解除については段階的に行い、必要な対策を継続します。
- 国の基本的対処方針を踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となってきた場面に効果的な対策を継続する方針とし、飲食につながる人の流れを抑制する外出自粛、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。

I. 県民の皆様へのお願い

① 不要不急の行動の自粛

- 人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、不要不急の外出、及び県をまたぐ不要不急の移動は、極力控えてください。
- 外出は、すいた時間と場所を選んで、人の多いところには出かけず、家族など、いつも一緒にいる人と、ステイホームをお願いします。
- 感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いします。

② 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けて下さい。
- 特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、「高齢者を守る8つのポイント」を、昼カラオケでは、業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策の徹底を要請します。

③ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。
- 会食・飲食する際は、同居家族以外は「いつも近くにいる4人まで」、ガイドラインを遵守したステッカー掲載店で、換気が良く、座席間隔も十分で、アクリル板も設置さ

れ、混雑していない店を利用。会話時のマスク着用、大声を出さず、短時間・適度な酒量でお願いします。

- 日頃から、三密が発生する場所を徹底して避け、必要な外出は短時間とし、別図1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底して下さい。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えて下さい。特に、飲酒後の乗車時には注意をお願いします。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行って下さい。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。

II. 事業者の皆様へのお願い

④ 営業時間短縮と感染拡大予防ガイドライン等の徹底

ア. 営業時間短縮の要請

○法第24条第9項に基づく要請を、次のとおり(「別表1」に定める施設)、継続していただくよう要請します。

対象区域 名古屋市全域

要請期間 3月22日(月)から3月31日(水)までの10日間

対象店舗 接待を伴う飲食店

酒類を提供する飲食店

酒類を提供するカラオケ店

営業時間 5時から22時まで

酒類の提供は、22時に閉店できるよう、時間的余裕をもって適切にオーダーストップをお願いします。

イ. 営業時間短縮の要請等の解除

○下記の要請等については、3月22日(月)から解除します。

1) 上記以外の飲食店等への営業時間の短縮要請

2) 施設に人が集まり飲食につながる可能性がある施設への営業時間短縮の働きかけ

3) イベントの営業時間短縮の働きかけ

4) イルミネーション等の早めの消灯

ウ. 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気や、会話の音が大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなど、別表2の対策をお願いします。
- 全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底を強くお願いします。
- 事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けて下さい。
- 利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。

⑤ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の推進をお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の三密を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑥ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底して下さい。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知して下さい。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底や、歓送迎会を始めとする会食・飲食の自粛を呼び掛けていただくようお願いします。

Ⅲ. その他のお願い

⑦ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、別表3の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請します。
- あわせて、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛して下さい。

⑧ 3月・4月に行われる行事等での対策

- 3月・4月に行われる卒業式や入学式等の行事については、人と人との距離の確保など、適切な開催方法を検討し、感染防止対策の徹底をお願いします。特に、大

学の卒業式・入学式など、より多くの人が集まる行事は、適切な開催の在り方を慎重に判断して下さい。

- 歓送迎会、謝恩会、お花見に伴う宴会、卒業パーティー、追い出しコンパ、新歓コンパ、仕事の打ち上げなどは自粛をお願いします。
- 卒業旅行や友人との旅行、春休みの旅行は控えましょう。
- 花見など、多数の人が集まる「季節の行事」に参加する場合は、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など、「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

⑨ 学校等での対応

- 学校においては、健康観察の徹底(体調不良の際は登校させない)、手指消毒・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事中的会話禁止(会話は食事後にマスクを着けてから)等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。
- 特に、寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底(体調不良の際は登校しない・させない)、不要不急の外出を避け可能な限り速やかな帰宅、生徒のみの会食等の自粛等の対応をお願いします。

IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 国や市町村、医療機関等と協力し、感染症克服に大きな期待が寄せられているワクチンの接種体制の整備を加速します。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。
- 再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、国に協力し、PCR検査等(モニタリング検査)の円滑な実施に努めます。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表4」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

別図1 感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に教員などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、話し飲みや箸などの利用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、相対的な食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をするだけで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、経カラムなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり微細空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 車の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 層場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の届かない場所の空気に、感染リスクが高まる可能性がある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(出典)新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表1 特措法第24条第9項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

種類	施設	要請の内容
接待を伴う飲食店 ※	キャバレー	
	ダンスホール	
	スナック	
	ラウンジ	
	ホストクラブ	
	キャバクラ	
	上記以外の接待を伴う飲食店	
酒類を提供する飲食店 (特措法施行令第11条第1項各号に掲げる施設)	オーセンティックバー	・ガイドラインを遵守している施設 (安全・安心宣言施設ステッカー掲示施設) 「＝営業時間短縮(5時～22時)を要請」
	ショットバー	
	スポーツバー	
	ダーツバー	
	カラオケバー	・ガイドラインを遵守していない施設 (安全・安心宣言施設ステッカー未掲示施設) 「＝休業を要請」
	パブ	
	サロン	
	ナイトクラブ	
	ディスコ	
	居酒屋	
	大衆酒場	酒類の提供は、22時に閉店できるよう、時間的余裕をもって適切にオーダーストップをお願いします。
	ビアホール	
	焼き鳥屋	
	焼き肉屋	
上記以外の酒類を提供する飲食店		
酒類を提供するカラオケ店		

※「接待を伴う」とは

歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう(出典:風営法)

別表2

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【人数】1グループは同居家族以外ではいつも近くにいる4人までとする。

III. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

IV. 【大声】店内で会話の大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

V. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

別表3 イベントの開催制限

イベント開催制限等の段階的緩和について

	収容率	人数上限
緊急事態宣言 対象地域	50%	5,000人
↓		
経過措置 (約1か月、 ～4/11)	大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 <small>注：大規模施設の分散退場等を全国の宣言解除後、実証調査。 実証開始前10,000人→実証開始後20,000人に緩和。</small>
↓		
其他都道府県	<small>注：エビデンスに基づく収容率 緩和を検討</small>	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3 <small>注：エビデンスに基づく人数上限緩和を検討</small>

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働かせる（人数上限なし）。

※4 「まん延防止等重点措置」の際の制限は、その時々状況に応じて判断。

※5 必要な感染防止策（後記）が担保されることが前提。

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催時の必要な感染防止策①

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)	
① マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
② 大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)
(2) 基本的な感染防止等	
③ ①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める) *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)
④ 手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤ 消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥ 換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦ 密集の回避	・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧ 身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限り。)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)	
⑨ 飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩ 参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCCA)や各地域の通知サービスの奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫ 演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提	
⑮ 入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

別表4 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口」(コールセンター)	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土・日・祝日も含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力会専用コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力会に関する事
文化芸術課 愛知県文化芸術活動応援協会事務局	052-954-7459	平日 午前9時～午後5時	愛知県文化芸術活動応援協会に関する事
防災危機管理課 危機管理・国民保護グループ	052-954-6143	平日 午前9時～午後5時	感染症大流行対策策及及び緊急事態宣言・緊急事態措置

② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土日・祝日も実施)	

③ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
豊田県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0568-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村茶業グループ	0565-32-7490		
東三河総局企図調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽探採事務所山村茶業産産労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関する事
常滑産業試験場	0568-35-5151		
三河産業試験場	0566-41-0410		中小・小規模企業技術指導のうち工業に関する事
秋戸産業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関する事
豊橋繊維技術センター	0586-43-7871		
三河繊維技術センター	0533-59-7333		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関する事
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		中小・小規模企業対策全体
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-23-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-8811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

④ 児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
(公社)愛知県看護協会	090-1563-8680	平日 午前9時～午後5時	来所相談は要予約

⑤ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6797	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑥ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関(公表の了承の得られた医療機関)	https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/370140.pdf		

受診・相談センター

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
一宮保健所	0586-72-0321	平日 午前9時～午後5時	一宮市、稲沢市
瀬戸保健所	0561-82-2196		瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0588-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、登西市、弥富市、あま市、大治町、笠江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4787		岡崎市、刈谷市、安城市、知立市、豊浜市、みよし市
西尾保健所	0583-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	
豊川保健所	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市	

夜間・休日の受診相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
夜間・休日相談窓口	052-056-0315	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
受診相談センター (コールセンター)	052-249-3703	毎日 24時間体制	名古屋市長
豊橋市保健所	0532-39-9119	平日 午前9時～午後5時 土・日・祝日 午前9時～午後5時 夜間 オンコール(24時間)体制	豊橋市長
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時 平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター)	岡崎市長
豊田市保健所	052-056-0318 0585-34-6586 0585-31-1212	土・日・祝日 24時間体制 平日 午前9時～午後5時 夜間・土、日、祝日 オンコール(24時間)体制	豊田市長

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県救急医療情報センター	052-263-1133 0532-63-1133 0564-21-1133 0586-72-1133 0581-82-1133 0569-28-1133 0568-81-1133 0567-26-1133 0566-36-1133 0565-34-1133 0563-54-1133 0562-33-1133 0536-22-1133 0536-62-1133 0531-23-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域 豊橋地域 岡崎地域 一宮地域 瀬戸地域 半田地域 春日井地域 津島地域 刈谷地域 豊田地域 西尾地域 尾張須賀地域 新城地域 設楽地域 田原地域

電話相談体制を整備した医療機関

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
稲沢市長病院	0587-32-2111	毎日 24時間体制	原則、稲沢市民を対象
くまい医院	0568-31-7525	平日 午後5時～午後10時 土、日、祝日 午前9時～午後10時	
はるひ呼吸器病院	070-1592-9364	土 午後1時～午後4時30分 日 午前9時30分～午後4時30分	
済衆館病院	0568-21-0811	毎日 午後5時～翌午前9時	
半田市立半田病院	0569-22-9945	毎日 午前8時30分～午後10時	
知多厚生病院	0569-82-0395	毎日 24時間体制	原則、南知多町、美浜町、武豊町の町民を対象
常滑市長病院	0569-36-1300	毎日 午前8時30分～午前11時30分	
公立西知多総合病院	0582-88-3300	平日 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	原則、東海市、知多市の市民を対象
如來山内科・外科クリニック	050-5539-9482	土、日、祝日 午前9時～午後5時	

一般相談窓口

一宮保健所	0586-72-0321	平日 午前9時～午後5時	一宮市、稲沢市
瀬戸保健所	0561-82-2196		瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4787		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0583-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188		豊川市、蒲郡市、田原市

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1210		
北保健センター	052-917-8552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3984		
瑞穂保健センター	052-637-3284		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
濠保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護師による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策課感染症対策課	052-954-8272	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	
--------------	--------------	----------------------------	--

⑦ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	